

サンプル問題

— 税法 —

3-1. 法人税の概要に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 法人税法では、資本金が1億円以下の中小企業に対して、さまざまな優遇税制が設けられています。
- ② 普通法人と呼ばれる一般的な株式会社などは、すべての所得に対して法人税が課される一方、公益法人等などは、公益事業から生じた所得のみに法人税が課されます。
- ③ 税金は、それを払う義務がある人（納税義務者）の支払能力に応じた公平な負担にしなければならないとされています。つまり、「稼ぎが多い人」は「多くの税金」を払い、「稼ぎが少ない人」は「少ない税金」を払うということです。これを応益負担の原則といいます。
- ④ 個人（個人事業主やサラリーマンなど）の所得に対しては消費税が、法人（会社や組合など）の所得に対しては法人税が課せられることになっています。
- ⑤ 法人税法では、50%を超す株式について、3人以下の株主とその親族などで所有する会社を親族会社と呼び、親族などに都合のよい取引が行われないように制限する規定が設けられています。

解答：①

解説

- ① 正 法人税法では、期末資本金が1億円以下の中小企業に対して、さまざまな優遇税制が設けられています。
- ② 誤 正しい文章は次の通り
普通法人と呼ばれる一般的な株式会社などは、すべての所得に対して法人税が課される一方、公益法人等などは、収益事業から生じた所得のみに法人税が課されます。
- ③ 誤 正しい文章は次の通り
税金は、それを払う義務がある人（納税義務者）の支払能力に応じた公平な負担にしなければならないとされています。つまり、「稼ぎが多い人」は「多くの税金」を払い、「稼ぎが少ない人」は「少ない税金」を払うということです。これを応能負担の原則といいます。
- ④ 誤 正しい文章は次の通り
① 個人（個人事業主やサラリーマンなど）の所得に対しては所得税が、法人（会社や組合など）の所得に対しては法人税が課せられることになっています。
- ⑤ 誤 正しい文章は次の通り
法人税法では、発行済株式総数の50%を超す株式について、3人以下の株主とその親族などで所有する会社を同族会社と呼び、親族などに都合のよい取引が行われないように制限する規定が設けられています。

3-2. 青色申告と帳簿に関する記述のうち、正しいものの組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ア. 青色申告法人は、次に示す帳簿書類を備え付けて、これらの帳簿書類を整理し、3年間、納税地に保存しなければならないとされています。
- A. 仕訳帳
B. 総勘定元帳
C. たな卸表
D. 貸借対照表・損益計算書
- イ. 法人税は、企業などの納税者が、「自ら所得金額と法人税額を正しく計算して申告・納税をする」という制度を採っています。これを賦課課税制度といいます。これに対して、国等が税額を決定して納税者に通知する制度を申告納税制度といいます。
- ウ. 一定の帳簿書類を備え付けている納税者に対して、税務署が承認をし、青色の申告書を使って行う申告のことを青色申告といいます。
- エ. 青色申告法人は、その資産、負債および資本に影響を及ぼすようなすべての取引について、複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行わなければなりません。

選択肢

- ①アイ ②アウ ③アエ ④イウ ⑤ウエ

解答：⑤

解説

- ア：誤 正しい文章は次の通り
青色申告法人は、次に示す帳簿書類を備え付けて、これらの帳簿書類を整理し、7年間、納税地に保存しなければならないとされています。
A. 仕訳帳
B. 総勘定元帳
C. たな卸表
D. 貸借対照表・損益計算書
- イ：誤 正しい文章は次の通り
法人税は、企業などの納税者が、「自ら所得金額と法人税額を正しく計算して申告・納税をする」という制度を採っています。これを申告納税制度といいます。これに対して、国等が税額を決定して納税者に通知する制度を賦課課税制度といいます。
- ウ：正
エ：正

3-3. 利益と所得に関する次の記述について、カッコの中に入る正しい組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

(ア)は、企業の経営成績を表すのに対して、(イ)は、**公平な課税**のため税金の支払能力を表す必要があるので、通常、これらには差異が生じます。

法人税法では、企業は、「確定した決算」、つまり(ウ)の承認を受けた(ア)に基づいて、(イ)の金額や法人税額など計算し、それらを記載した申告書を提出しなければならないとされています。このような要請のことを一般的に(エ)といいます。

選択肢

- | | | | | |
|---|---------|---------|--------|-----------|
| ① | ア. 収益の額 | イ. 益金 | ウ. 取締役 | エ. 確定決算主義 |
| ② | ア. 企業利益 | イ. 課税所得 | ウ. 株主 | エ. 確定決算主義 |
| ③ | ア. 益金の額 | イ. 課税所得 | ウ. 取締役 | エ. 債務確定主義 |
| ④ | ア. 企業利益 | イ. 収益 | ウ. 株主 | エ. 債務確定基準 |
| ⑤ | ア. 収益の額 | イ. 益金 | ウ. 監査役 | エ. 債務確定基準 |

解答：②

ア. 企業利益 イ. 課税所得 ウ. 株主 エ. 確定決算主義

解説

企業利益は、企業の経営成績を表すのに対して、**課税所得**は、**公平な課税**のため税金の支払能力を表す必要があるので、通常、これらには差異が生じます。

法人税法では、企業は、「確定した決算」、つまり**株主**の承認を受けた**企業利益**に基づいて、**課税所得**の金額や法人税額など計算し、それらを記載した申告書を提出しなければならないとされています。このような要請のことを一般的に**確定決算主義**といいます。

3-4. 益金・損金に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 原価は、収益に対応する売上原価を計上することとなっています。したがって、収益に対する売上原価が、決算日までに確定していない場合には、収益は計上しません。
- ② 費用は、決算日までに債務が確定していることが必要です。これを確定決算主義といい、原則として費用の見越計上は認められないこととなっています。
- ③ 債務確定基準において、「債務が確定している」とは、次のいずれかが該当する場合をいいます。
- ・債務が成立していること
 - ・具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
 - ・金額を合理的に算定できること
- ④ A企業が帳簿価額400万円、時価900万円の土地をB企業に贈与した場合の法人税法でのA企業側の仕訳は
- (借) 譲渡原価(損金) 400万円 (貸) 土地 400万円
- ⑤ A企業が帳簿価額400万円、時価900万円の土地をB企業に贈与した場合の法人税法でのB企業側の仕訳
- (借) 土地 900万円 (貸) 受贈益(益金) 900万円

解答：⑤

解説

①誤 正しい文章は次の通り

原価は、収益に対応する売上原価を計上することとなっています。したがって、収益に対する売上原価が、決算日までに確定していない場合には、**適正な金額で見積計上することができます。**

②誤 正しい文章は次の通り

費用は、決算日までに債務が確定していることが必要です。これを**債務確定基準**といい、原則として費用の見越計上は認められないこととなっています。

③誤 正しい文章は次の通り

債務確定基準において、「債務が確定している」とは、次の**すべてに**該当する場合をいいます。

- ・債務が成立していること
- ・具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ・金額を合理的に算定できること

④誤 正しい文章は次の通り

A企業が帳簿価額400万円、時価900万円の土地をB企業に贈与した場合の法人税法でのA企業側の仕訳は

(借) 寄附金(損金※) 900万円 (貸) 譲渡収益(益金) 900万円
(借) 譲渡原価(損金) 400万円 (貸) 土地 400万円

※寄附金の一部は損金不算入(損金の額に算入されないこと)となります。

⑤正

3-5. 税法の減価償却方法に関する記述のうち、正しいものの組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ア 法人税法上、減価償却費として損金に算入できる金額は、企業会計で減価償却費として損金経理をした金額のうち、償却限度額に達するまでの金額とされています。
- イ 償却限度額とは、法人税法上、減価償却費として損金に算入できる最高限度額をいいます。
- ウ 法人税法では、次のような短期または少額な減価償却資産については、取得価額の全額を損金経理していれば、その全額を損金として算入することを認めています。
- ・使用可能期間が2年未満であるもの
 - ・取得価額が20万円未満のもの
- エ 青色申告法人で期末資本金1億円以下の中小企業者等は、取得価額が30万円未満の減価償却資産について、その全額を損金算入することができます。ただし、その損金算入額は年間100万円までが限度とされています。

選択肢

①アイ ②アウ ③アエ ④イウ ⑤イエ

解答：①

解説

ア：正

イ：正

ウ：誤 正しい文章は次の通り

法人税法では、次のような短期または少額な減価償却資産については、取得価額の全額を損金経理していれば、その全額を損金として算入することを認めています。

- ・使用可能期間が1年未満であるもの

- ・取得価額が10万円未満のもの

エ：誤 正しい文章は次の通り

青色申告法人で期末資本金1億円以下の中小企業者等は、取得価額が30万円未満の減価償却資産について、その全額を損金算入することができます。ただし、その損金算入額は年間300万円までが限度とされています。

3-6. 役員給与に関する次の記述について、カッコの中に入る正しい組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

法人税法では、役員を次の表のように、広く考えており、社長の親族が部長として働いている場合などにも、一定の要件のもとで役員とされます。

法人税法上の役員	主な具体例
・法人の取締役，執行役，（ア）， 監査役，理事，監事，清算人	・社長，理事長，代表取締役 ・副社長，専務，常務
・法人の使用人以外の者で， 法人の経営に従事しているもの	・取締役ではない会長，副会長 ・定款で役員と定められた者
・（イ）の使用人のうち， 一定の持株要件を満たす者で， 法人の経営に従事しているもの	・下記のケースでの社長の長男※ ✓持株割合：社長90%，長男10% ✓長男：職制上は部長だが，会社の 意思決定に参画している

※このケースでは、長男の持株割合が（ウ）%を超えていれば、法人税法上役員とみなされます。これは一事例であり、他にもさまざまなケースが考えられます。

この表でいう「使用人」とは、職制上、部長や課長など、使用人としての地位のみを有する人に限ります。また、「法人の経営に従事」とは、その人が経営上の重要事項について決定権をもっているなど、法人の意思決定に参画している場合をいいます。なお、いわゆる平取締役等の役員でありながら、部長等の名称で常に使用人として仕事をする人を（エ）といいます。

選択肢

- ① ア. 出納役 イ. 中小企業 ウ. 10 エ. 使用人兼務役員
- ② ア. 会計参与 イ. 中小企業 ウ. 20 エ. みなし役員
- ③ ア. 出納役 イ. 同族会社 ウ. 10 エ. 兼任役員
- ④ ア. 会計参与 イ. 同族会社 ウ. 5 エ. 使用人兼務役員
- ⑤ ア. 管理役 イ. 有限会社 ウ. 5 エ. みなし役員

解答：④

ア．会計参与 イ．同族会社 ウ．5 エ．使用人兼務役員

解説

法人税法では、役員を次の表のように、広く考えており、社長の親族が部長として働いている場合などにも、一定の要件のもとで役員とされます。

法人税法上の役員	主な具体例
・法人の取締役，執行役， 会計参与 ， 監査役，理事，監事，清算人	・社長，理事長，代表取締役 ・副社長，専務，常務
・法人の使用人以外の者で， 法人の経営に従事しているもの	・取締役ではない会長，副会長 ・定款で役員と定められた者
・ 同族会社 の使用人のうち， 一定の持株要件を満たす者で， 法人の経営に従事しているもの	・下記のケースでの社長の長男※ ✓持株割合：社長 90%，長男 10% ✓長男：職制上は部長だが，会社の意 思決定に参画している

※このケースでは、長男の持株割合が5%を超えていれば、法人税法上役員とみなされます。これは一事例であり、他にもさまざまなケースが考えられます。

この表でいう「使用人」とは、職制上、部長や課長など、使用人としての地位のみを有する人に限ります。また、「法人の経営に従事」とは、その人が経営上の重要事項について決定権をもっているなど、法人の意思決定に参画している場合をいいます。なお、いわゆる平取締役等の役員でありながら、部長等の名称で常に使用人として仕事をする人を**使用人兼務役員**といいます。

3-7. 交際費・寄附金に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 法人税法でいう交際費等に含まれるものには、得意先や事業関係者に対する中元や歳暮の費用、従業員の慰安のために行われる運動会や旅行などの費用等があります。
- ② 法人税法でいう交際費等に含まれないものには、カレンダーや手帳などの物品の贈与費用、得意先や事業関係者に対するお祝いや香典などの金品の費用があります。
- ③ 交際費は、無制限に認めると無駄遣いを助長してしまうため、期末資本金が1億円を超えるような企業については、支出額の一部が損金不算入となります。これに対して、期末資本金が1億円以下の中小法人等については、交際費の年間支出額が500万円以下であれば、その全額を損金算入することができます。
- ④ 交際費とは異なり、事業に直接関係の無い人に対して、お金や品物などを贈与または無償で供与した場合の支出を寄附金といいます。例えば、社会事業団体や政治団体への拠金、神社の祭礼の寄贈金などが、これに該当します
- ⑤ 寄附金は、次に示す表のように、寄附する相手先によって、損金に算入できる限度額（損金算入限度額）が定められています。寄附金の相手先が、国又は地方公共団体であれば、損金算入限度額内であれば、損金算入できます。

解答：④

解説

- ① 誤 法人税法でいう交際費等に含まれるものには、得意先や事業関係者に対する中元や歳暮の費用は該当しますが、従業員の慰安のために行われる運動会や旅行などの費用は、福利厚生費に該当し、交際費等には含まれません。
- ② 誤 法人税法でいう交際費等に含まれないものには、カレンダーや手帳などの物品の贈与費用は該当しますが、得意先や事業関係者に対するお祝いや香典などの金品の費用は交際費等に含まれます。
- ③ 誤 正しい文章は次の通り
交際費は、無制限に認めると無駄遣いを助長してしまうため、期末資本金が1億円を超えるような企業については、支出額の一部が損金不算入となります。これに対して、期末資本金が1億円以下の中小法人等について

は、交際費の年間支出額が **800万円以下**であれば、その**全額を損金算入**することができます。

④ 正

⑤ 誤 正しい文章は次の通り

寄附金は、次に示す表のように、寄附する相手先によって、損金に算入できる限度額（損金算入限度額）が定められています。寄附金の相手先が、国又は地方公共団体であれば、**全額損金算入**できます。

3-8. 欠損金の繰越しに関する記述のうち、正しいものの組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ア 法人税の計算において、「益金－損金」がマイナスとなった場合、このマイナスの課税所得のことを法人税法では**赤字金**といいます。
- イ 法人税法では、過年度に生じた欠損金がある場合には、その欠損金を損金に算入することが認められており、これを繰越欠損金といいます。
- ウ 繰越欠損金は、青色申告法人で期末資本金1億円以下の中小法人等については、**繰越期間が7年**、控除限度額は100%とされていますが、それ以外の法人は、控除限度額が制限されています。
- エ 法人税法では、欠損金が生じた事業年度（欠損事業年度）の**前事業年度**（還付所得事業年度）で法人税を支払っている場合、欠損事業年度で、次の算式による法人税額を**繰戻還付請求**することができます。

選択肢

- ①アイ ②アウ ③アエ ④イウ ⑤イエ

解答：⑤

解説

ア：誤 正しい文章は次の通り

法人税の計算において、「益金－損金」がマイナスとなった場合、このマイナスの課税所得のことを法人税法では**欠損金**といいます。

イ：正

ウ：誤 正しい文章は次の通り

繰越欠損金は、青色申告法人で期末資本金1億円以下の中小法人等については、**繰越期間が10年**、控除限度額は100%とされていますが、それ以外の法人は、控除限度額が制限されています。

エ：正

3-9. 法人税額の計算に関する次の記述について、カッコの中に入る正しい組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

法人税額計算の基礎となる課税所得は、企業利益に対して申告調整を行い算出します。申告調整は、所得金額の計算明細書である（ア）で、企業利益と課税所得との差異項目を加算・減算して行います。

（ア）で算出された所得金額は、確定申告書と呼ばれる（イ）に転記され、法人税率を乗じて法人税額が算出されます。法人税率は、法人の区分ごとに定められていますが、期末資本金の額が1億円以下の中小法人等の場合、所得金額（ウ）万円以下の部分に対する税率が（エ）されていますので、（ウ）万円を超える部分と区分する必要があります。

選択肢

- ① ア．別表四 イ．別表一 ウ．300 エ．免除
- ② ア．別表二 イ．別表四 ウ．500 エ．軽減
- ③ ア．別表一 イ．別表四 ウ．500 エ．重課
- ④ ア．別表四 イ．別表一 ウ．800 エ．軽減
- ⑤ ア．別表一 イ．別表二 ウ．800 エ．免除

解答：④

ア．別表四 イ．別表一 ウ．800 エ．軽減

解説

法人税額計算の基礎となる課税所得は、企業利益に対して申告調整を行い算出します。申告調整は、所得金額の計算明細書である**別表四**で、企業利益と課税所得との差異項目を加算・減算して行います。

別表四で算出された所得金額は、確定申告書と呼ばれる**別表一**に転記され、法人税率を乗じて法人税額が算出されます。法人税率は、法人の区分ごとに定められていますが、期末資本金の額が1億円以下の中小法人等の場合、所得金額**800**万円以下の部分に対する税率が**軽減**されていますので、**800**万円を超える部分と区分する必要があります。

3-10. 法人税の申告，納付，還付等に関する記述のうち，正しいものの組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ア．法人税の場合，納税義務者，つまり企業自らが申告により法人税額を確定することとなっています。これを賦課課税方式といいます。
- イ 法人税の納税義務がある企業は，各事業年度終了日の翌日から原則として3か月以内に，税務署長に対して，確定した決算に基づいて作成した損益計算書を提出する必要があります。
- ウ 事業年度が6か月超の企業については，事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内に，予定申告書（前年度実績基準）又は中間申告書（仮決算基準）を提出する必要があります。ただし，予定申告書による中間納付税額が10万円以下の場合には不要です。
- エ 最近では，税務手続においてもICT（情報通信技術）の活用が進み，申告手続きは，国税電子申告・納税システム（e-Tax：イータックス）で行う企業が増えています。

選択肢

- ① アイ ② アウ ③ アエ ④ イウ ⑤ ウエ

解答：⑤

解説

ア：誤 正しい文章は次の通り

法人税の場合，納税義務者，つまり企業自らが申告により法人税額を確定することとなっています。これを申告納税方式といいます。

イ：誤 正しい文章は次の通り

法人税の納税義務がある企業は，各事業年度終了日の翌日から原則として2か月以内に，税務署長に対して，確定した決算に基づいて作成した確定申告書を提出する必要があります。

ウ：正

エ：正

3-11. 消費税法の概要に関する記述のうち、正しいものの組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ア 消費税法では、商品を買う側の人を「消費者」といい、商品を売る側の人を「事業者」といいます。
- イ 原則として、事業者は、「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて税務署に申告・納付しています。具体的には、帳簿上で、「売上げにかかる消費税」から「仕入れや諸経費にかかる消費税」を差し引いて申告・納付する税額を計算しています。
- ウ 消費税を負担する人と、それを税務署に申告して納付する人とが異なる税を**直接税**といえます。
- エ 「消費者」が払った消費税は、コンビニなどの「事業者」が預かり、最終的には「消費者」が「税務署」に支払っています。

選択肢

- ①アイ ②アウ ③アエ ④イウ ⑤イエ

解答：①

解説

ア：正

イ：正

ウ：誤 正しい文章は次の通り

消費税を負担する人と、それを税務署に申告して納付する人とが異なる税を**間接税**といえます。

注：直接税は、税務署に申告する人と納付する人がおなじである税のことをいいます。

エ：誤 正しい文章は次の通り

「消費者」が払った消費税は、コンビニなどの「事業者」が預かり、最終的には「**事業者**」が「税務署」に支払っています。

3-12. 原則的な消費税額計算に関する次の記述について、カッコの中に入る正しい組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

消費税申告書は、その上部が（ア）であるEを計算する欄となっており、下部が（イ）であるFを計算する欄になっています。最終的な納付税額は、合計額Gに記載するようになっています。

消費税申告書 税率 10%

（ア）の税額計算	
課税標準額	A（ ）
消費税額	B（ ）
控除対象仕入税額	C（ ）
差引税額	D（ ）
（イ）の税額計算	
差引税額	E（ ）
納付譲渡割額	F（ ）
（ア）・ （イ） の合計税額	G（ ）

ここで、消費税率が10%であるにもかかわらず、BとCで7.8%分を算出しているのは、7.8%が（ア）であり、残りの2.2%が（イ）であるためです。地方消費税については、国税の消費税を算出後、その税額に（ウ）分の（エ）を乗ずることで算出できるようになっています。

選択肢

- | | | | | |
|---|------------|------------|--------|--------|
| ① | ア. 国税の消費税 | イ. 地方消費税 | ウ. 78 | エ. 22 |
| ② | ア. 地方消費税 | イ. 国税の消費税 | ウ. 22 | エ. 78 |
| ③ | ア. 地方消費税 | イ. 国税の消費税 | ウ. 10 | エ. 100 |
| ④ | ア. 国税の消費税 | イ. 地方消費税 | ウ. 100 | エ. 10 |
| ⑤ | ア. 事業者の消費税 | イ. 消費者の消費税 | ウ. 78 | エ. 22 |

解答：①

ア．国税の消費税 イ．地方消費税 ウ．78 エ．22

解説

一消費税申告書は，その上部が国税の消費税であるDを計算する欄となっており，下部が地方消費税であるEを計算する欄になっています。最終的な納付税額は，合計額Fに記載するようになっています。

消費税申告書		税率 10%
消費税（国税）の税額計算		
課税標準額	A ()
消費税額	B ()
控除対象仕入税額	C ()
差引税額	D ()
地方消費税の税額計算		
差引税額	E ()
納付譲渡割額	F ()
消費税・地方消費税 の合計税額	G ()

ここで，消費税率が10%であるにもかかわらず，BとCで7.8%分を算出しているのは，7.8%が国税の消費税であり，残りの2.2%が地方消費税であるためです。地方消費税については，国税の消費税を算出後，その税額に78分の22を乗ずることで算出できるようになっています。

3-13. 特別な消費税額計算に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 簡易課税制度が認められる条件とは、次の両方を満たす場合です。
A 基準期間（2年前の事業年度）の課税売上げが3千万円以下
B 税務署に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すること
（ただし、当該事業年度末までに提出しておく必要があります。）
- ② 簡易課税制度では、「仕入れや諸経費にかかる消費税」は、原則的な方法で使用した「課税仕入れ」の金額ではなく、消費税法で決められている「概算仕入率」を使用して算出します。
- ③ 卸売業は第一種事業に該当し、みなし仕入率は90%です。
- ④ 建設業は第三種事業に該当し、みなし仕入れ率は50%です。
- ⑤ 不動産業は第五種事業に該当し、みなし仕入れ率は40%です。

解答：③

解説

- ① 誤 正しい文章は次の通り
簡易課税制度が認められる条件とは、次の両方を満たす場合です。
A 基準期間（2年前の事業年度）の課税売上げが5千万円以下
B 税務署に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すること
（ただし、前事業年度までに提出しておく必要があります。）
- ② 誤 正しい文章は次の通り
簡易課税制度では、「仕入れや諸経費にかかる消費税」は、原則的な方法で使用した「課税仕入れ」の金額ではなく、消費税法で決められている「みなし仕入率」を使用して算出します。
- ③ 正
- ④ 誤 正しい文章は次の通り
建設業は第三種事業に該当し、みなし仕入れ率は70%です。
- ⑤ 誤 正しい文章は次の通り
不動産業は第六種事業に該当し、みなし仕入れ率は40%です。

3-14. 諸費税の申告・納付等に関する次の記述について、カッコの中に入る正しい組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

事業者は、決算日の翌日から（ア）か月以内に、消費税の申告書を税務署長に提出しなければなりません。ただし、個人事業者の場合には、翌年（イ）が提出期限となります。

消費税の申告書を提出した事業者は、その申告書の提出期限までに、消費税額を国に納付しなければなりません。消費税の申告においては、次の書類を提出する必要があります。

原則的な方法	簡易課税制度
確定申告書（一般用）	確定申告書（簡易課税用）
付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	付表5 控除対象仕入税額の計算表

また、事業者は、前事業年度に申告・納付した消費税額によって、中間申告をする必要がある場合があります。

前事業年度の消費税額	中間申告の回数
（ウ）万円超	年11回：毎月
400万円超（ウ）万円以下	年3回：四半期
48万円超 400万円以下	年1回：半期

なお、前事業年度に申告・納付した消費税額が（エ）万円以下であっても、任意に中間申告書（年1回）を提出することができる制度もあります。

選択肢

- ① ア. 3 イ. 3月15日 ウ. 1,000 エ. 48
- ② ア. 2 イ. 3月31日 ウ. 3,000 エ. 30
- ③ ア. 3 イ. 3月31日 ウ. 3,000 エ. 30
- ④ ア. 3 イ. 3月15日 ウ. 4,800 エ. 30
- ⑤ ア. 2 イ. 3月31日 ウ. 4,800 エ. 48

解答：⑤

ア. 2 イ. 3月31日 ウ. 4,800 エ. 48

解説

事業者は、決算日の翌日から **2か月**以内に、消費税の申告書を税務署長に提出しなければなりません。ただし、個人事業者の場合には、翌年 **3月31日**が提出期限となります。

消費税の申告書を提出した事業者は、その申告書の提出期限までに、消費税額を国に納付しなければなりません。消費税の申告においては、次の書類を提出する必要があります。

原則的な方法	簡易課税制度
確定申告書（一般用）	確定申告書（簡易課税用）
付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	付表5 控除対象仕入税額の計算表

また、事業者は、前事業年度に申告・納付した消費税額によって、中間申告をする必要がある場合があります。

前事業年度の消費税額	中間申告の回数
4,800万円超	年11回：毎月
400万円超 4,800万円以下	年3回：四半期
48万円超 400万円以下	年1回：半期

なお、前事業年度に申告・納付した消費税額が **48万円**以下であっても、任意に中間申告書（年1回）を提出することができる制度もあります。

3-15. 所得税法の概要に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

① 日本の所得税法では、個人の所得は、その性格によって次の10種類に区分されます。

A 利子所得, B 配当所得, C 不動産所得, D 事業所得, E 給与所得,
F 農業所得, G 山林所得, H 売却所得, I 一時所得, J 雑所得

□ 一部の所得の具体例を挙げると次のようになります。

不動産所得：個人所有の土地や自宅などを売却した場合の所得

事業所得：個人事業を営んでいる場合の所得

③ 給与所得とは、会社員やアルバイト、パートターマーの方たちが、勤め先から受け取る給料やボーナスなどをいいます。企業を営んでいる社長が、会社から受け取る役員退職金などもこれに該当します。

④ 給料を支払う会社は、所得税法上、従業員の所得税と復興特別所得税を源泉徴収する義務があります。そして、その源泉徴収した所得税と復興特別所得税は、会社が徴収した翌月10日までに税務署に支払います。ただし、従業員が常時10人未満の会社は、年2回にまとめて納付することもできます。この場合、1月から6月に徴収した源泉所得税を7月10日まで、7月から12月の徴収分を翌年1月20日までに税務署に支払います。

⑤ 会社が、毎月、従業員から源泉徴収する税額は概算であるため、その年間合計は、その従業員が支払うべき正しい年間の所得税額と一致しないのが通常です。この不一致を精算するため、年末に、その差額を還付または追加徴収する手続きを確定申告といいます。

解答：④

解説

① 誤 正しい文章は次の通り

日本の所得税法では、個人の所得は、その性格によって次の10種類に区分されます。

A 利子所得， B 配当所得， C 不動産所得， D 事業所得， E 給与所得，
F 退職所得， G 山林所得， H 譲渡所得， I 一時所得， J 雑所得

② 誤 正しい文章は次の通り

一部の所得の具体例を挙げると次のようになります。

不動産所得：アパートを貸して収入がある場合の所得

事業所得：個人事業を営んでいる場合の所得

注：個人所有の土地や自宅などを売却した場合の所得は譲渡所得です。

③ 誤 正しい文章は次の通り

給与所得とは、会社員やアルバイト、パートタイマーの方たちが、勤め先から受け取る給料やボーナスなどをいいます。企業を営んでいる社長が、会社から受け取る役員報酬などもこれに該当します。

④ 正

⑤ 誤 正しい文章は次の通り

会社が、毎月、従業員から源泉徴収する税額は概算であるため、その年間合計は、その従業員が支払うべき正しい年間の所得税額と一致しないのが通常です。この不一致を精算するため、年末に、その差額を還付または追加徴収する手続きを年末調整とといいます。

3-16. 所得税額計算と申告・納付に関する記述のうち、正しいものの組み合わせを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ア 所得税の確定申告は、原則として、翌年の3月31日までに行います。所得税の申告手続きは、近年、国税電子申告・納税システム（eLTAX：エルタックス）で行う方が増えています。
- イ 所得控除には、次の14種類があります。
A 災害控除， B 医療費控除， C 社会保険料控除， D 小規模企業共済等掛金控除， E 生命保険料控除， F 地震保険料控除， G 寄附金控除， H 障害者控除， I 寡婦（寡夫）控除， J 住宅借入金等特別控除， K 配偶者控除， L 配偶者特別控除， M 扶養控除， N 基礎控除
- ウ 所得税の納付は、申告期限までに行う必要があります。その方法は、納付書はもちろん、クレジットカードやコンビニエンスストア等での納付も可能です。また、便利な自動引落としができる振替納税制度もあります。
- エ 所得税額の計算をした結果、所得税が還付される、いわゆる還付金が発生する場合があります。このような場合、還付申告をする必要があります。還付申告は、確定申告期間とは関係なく、翌年の1月1日から5年間提出することができます。

選択肢

- ① アイ ② アウ ③ アエ ④ イウ ⑤ ウエ

解答：⑤

解説

ア：誤 正しい文章は次の通り

所得税の確定申告は、原則として、翌年の3月15日までに行います。所得税の申告手続きは、近年、国税電子申告・納税システム（e-Tax：イータックス）で行う方が増えています。

e LTAX：エルタックスとは、地方税電子申告に使うポータルシステムのことです。

イ：誤 正しい文章は次の通り

所得控除には、次の14種類があります。

A 雑損控除， B 医療費控除， C 社会保険料控除， D 小規模企業共済等掛金控除， E 生命保険料控除， F 地震保険料控除， G 寄附金控除， H 障害者控除， I 寡婦（寡夫）控除， J 勤労学生控除， K 配偶者控除， L 配偶者特別控除， M 扶養控除， N 基礎控除。

注：住宅借入金等特別控除は所得控除ではなく，税額控除のひとつです。

ウ：正

エ：正

3-17. 相続税の概要に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 相続税は相続税法という法律に定められており、贈与税は贈与税法という法律に定められています。
- ② 相続税が課される理由は、特定の人に集中した富を社会に還元させること（富の再分配説）のみを目的として、課せられるものです。
- ③ 相続税と贈与税の関係について、贈与税は相続税の補完税であると言われています。
- ④ 相続人の範囲は、どの法律にも定められていません。好きな人を選べます。
- ⑤ 相続税の係る財産はすべての財産であり、借入金や葬式費用を相続財産から控除することはできません。

解答：③

解説

- ① 誤
相続税も贈与税も相続税法という法律により、定められています。
- ② 誤
相続税が課される理由としては富の再分配説のほかにその人に死亡という機会に相続税を課税して、その人の一生の税金を清算して貰おうとする所得税清算説があります。
- ③ 正
贈与に対して非課税であれば、贈与を行って相続税が課税されないようにするでしょう。そこで、生前の財産贈与に対して、贈与税を課税することにより、相続税が課税される人との均衡を保っています。
- ④ 誤
相続人の範囲は民法で定められており、一般に法定相続人と呼ばれています。
- ⑤ 誤
借入金等の債務も被相続人から承継されます。そこでマイナスの相続財産として控除が認められています。また、葬式費用も相続税の計算上、控除が認められています。

3-18. 相続税の基本的な仕組みや相続財産の評価に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から一つ選びなさい。

- ① 相続税の計算は、まず、各人ごとの課税価格を合計します。その合計額から「遺産に係る基礎控除」を控除し、「課税遺産額」を求めます。基礎控除は7,000万円＋（700万円×法定相続人の数）となります。
- ② 次に相続税の総額は、課税遺産額を人数割りしてそれぞれが均等に取得したと仮定し、その金額に一定の税率を掛けてそれぞれの税額を算定し、この税額を合計して算定します。
- ③ 最後に相続税の総額を個々に取得した財産価額の比によって按分し、「配偶者に対する税額軽減」等税額控除等の調整を行って各個人ごとの納付税額を算定します。
- ④ 相続税を課税する財産はすべて時価で評価されるのが原則ですので評価基準のルールは特にありません。
- ⑤ 全ての宅地は「路線価方式」で評価されます。

解答：③

解説

- ① 誤
基礎控除は 3,000万円＋（600万円×法定相続人の数） で求めます。
- ② 誤
相続税の総額は、課税遺産額を法定相続人が 法定相続分通り取得 したと仮定して算定します。人数割りによる均等額ではありません。
- ③ 正
- ④ 誤
相続税を課税する財産はすべて時価で評価されるのが原則ですが、実務上は、国税庁から出されている「財産評価基本通達」と呼ばれる評価基準により評価され、この評価基準に基づいた価額を時価と考えています。
- ⑤ 誤
宅地の評価方法には、市街地にある宅地に適用される 路線価方式 と郊外や農村部の宅地に適用される 倍率方式 があります。

3-19. 贈与税の対象や贈与税額の算定に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から一つ選びなさい。

- ① 財産の贈与をした人を「贈与者」といい、贈与を受けた人を「受贈者」といいます。贈与税が課税されるのは贈与を行った「贈与者」です。
- ② 法人からの贈与財産にもその個人に贈与税が課されます。
- ③ 結婚式の祝儀、香典、祝物等社交上必要と認められるものは贈与税が課されません。
- ④ 課税価格から控除される基礎控除は年間 110 万円ですが、二人から贈与を受けた場合、基礎控除は倍の 220 万円となります。
- ⑤ 基礎控除後の価額に掛け合わせる税率は、どんな贈与でも一つだけです。

解答：③

解説

① 誤

贈与は、贈与者・受贈者双方の了解があつて初めて成立します。贈与税が課せられるのはタダで貰った側、すなわち、受贈者です。

② 誤

贈与税は、相続税の補完税ですので個人から個人への贈与のみ課税されます。したがって、法人からの贈与財産には課税されません。ただし、所得税の一時所得となります。

③ 正

財産の性質や社会的常識、公益的配慮から 贈与税が課税されない財産がいくつかあります。

④ 誤

基礎控除額は、受贈者一人につき、年間 110 万円と決められており、たとえば、何人から贈与されたとしても変わりません。

⑤ 誤

贈与税の税率は 8 区分に分かれた超過累進課税となります。さらに一般税率と特例税率があります。

3-20. 相続税・贈与税における自社株の概要に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 中小企業の経営者は、少なくとも議決権比率5%を保有する必要があると言われてしています。
- ② 経営者及びその関係者が自社株を取得する場合には、配当還元方式によって算定します。
- ③ 自社株の評価方法は、相続税・贈与税の全ての納税義務者について、評価会社の規模により異なります。
- ④ 自社株の評価方法における会社の規模の分類は、大会社と小会社の2種類です。
- ⑤ 自社株の評価方法には、類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式があります。

解答：⑤

解説

① 誤

中小企業の経営者は少なくとも **50%超**の議決権を保有する必要があります。

② 誤

経営者及びその関係者が自社株を取得する場合には、原則的評価方法である **類似業種比準方式**や**純資産価額方式**により算定することになります。

③ 誤

自社株の取得者が経営者層に属さない場合には、**評価会社の規模にかかわらず、特例的評価である配当還元方式**によります。

④ 誤

経営者層が自社株を相続や贈与で取得する場合には、評価会社の規模を **大会社、中会社、小会社**に分けて評価方法を決定します。

⑤ 正

自社株の評価方法には、**原則的評価としての類似業種比準方式、純資産価額方式**と**特例的評価としての配当還元方式**があります。

3-21. 贈与税・相続税における自社株の評価方法に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 類似業種比準方式の比準3要素は、1株当たりの配当金額、利益金額、総資産額です。
- ② 類似業種比準方式の斟酌率は、会社規模にかかわらず0.6を使用します。
- ③ 純資産価額方式の算定式で用いる分子は、原則として、相続税評価による純資産から相続税評価による純資産と帳簿価額による純資産との差額に対応する法人税等相当額を控除して算定します。
- ④ 純資産価額方式の算定式で用いる分母は、評価会社の直前事業年度末の発行済株式数です。
- ⑤ 相続税評価の配当還元方式で株価を算定する場合、配当をしていない会社の自社株評価額はゼロとなります。

解答：③

解説

- ① 誤
類似業種比準方式の比準3要素は、1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額となります。
- ② 誤
類似業種比準方式の斟酌率は、大会社、中会社、小会社の順に 0.7、0.6、0.5となります。
- ③ 正
純資産価額方式の算定式で用いる分子は、原則として、相続税評価による純資産から相続税評価による純資産価額と帳簿による純資産との差額に対応する法人税等相当額 (37%) を控除して算定します。
- ④ 誤
純資産価額方式の算定式で用いる分母は、評価会社の 課税時期 の発行済株式数です。
- ⑤ 誤
相続税評価の配当還元方式において、評価会社の1株当たりの年配当金が 2円50銭未満の場合は2円50銭 と読み替えて自社株の評価額を算定します。

3-22. 事業承継税制の概要に関する記述のうち、正しいものを選択肢の中から1つ選びなさい。

- ① 2018年1月1日から2027年12月31日までの事業承継税制が適用される場合には、適用要件さえ満たせば自社株の全てが対象となります。
- ② 事業承継税制は、当初、贈与税、相続税の納税を猶予し、一定条件を充足後に免税される制度です。
- ③ 事業承継税制は、贈与者が誰でも適用できる制度です。
- ④ 事業承継税制は、認可がされれば、上場株式も対象となります。
- ⑤ 事業承継税制を相続税に適用する場合、適用される自社株は評価額をゼロとして相続税を計算します。

解答：②

解説

① 誤

事業承継税制には、適用期限が2018年1月1日から2027年12月31日までの特例措置と適用期限がない一般措置があり、納税猶予・免除の対象株数等が異なります。一般措置では、対象株式数に制限があります。

② 正

事業承継税制を適用するには、自社株を発行している会社、自社株を渡す人（先代経営者）、受け取る人（後継者）それぞれに要件があります。要件を満たし、かつ、都道府県知事の認定を受け、事業承継税制を適用することとなります。一定期間後、条件を満たせば贈与税・相続税が免除となります。

③ 誤

事業承継税制を適用する場合には、贈与者は先代経営者等要件を満たす必要があります。

先代経営者等	
1	会社の代表権を有していたこと
2	贈与の直前において、贈与者及びその同族関係者で50%超の保有をしていたこと
3	贈与の直前において、後継者を除いて、筆頭株主であったこと
4	贈与時に会社の代表権を有していないこと

④ 誤

会社の要件としては、上場会社でないことが必要であり、上場会社は認可されません。

⑤ 誤

自社株を一旦、相続税評価額で算定し、他の相続資産と合わせて相続税総額を算定した後、事業承継税制対応相続税相当額を納税猶予することになります。